



犬猫パートナー通信は、パートナー登録事業所から飼い主の皆様へ、県内の犬猫譲渡のスケジュールや、適正飼養の知識、お知らせ等をお届けする情報紙です。

愛護センターや保健所など
行政からの譲渡です!



- 譲渡を受けるには、まず譲渡前講習会を受ける必要があります
- 群馬県、前橋市、高崎市いずれも事前予約が必要です
- 詳細は譲渡案内チラシをご覧ください

譲渡前講習会カレンダー

6月							7月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4						1	2
			前犬 前猫 群	前犬									
5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	9
		前犬	前犬 前猫	前猫		群	前犬 前猫		前犬	前犬 前猫	前猫		群
12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16
前犬 前猫		前猫	前犬 前猫 群	前犬			前犬 前猫		前猫	前犬 前猫 群	前犬		
19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23
前犬 前猫		前犬	前犬 前猫	前猫		群	前犬 前猫		前犬	前犬 前猫	前猫		群
26	27	28	29	30			24	25	26	27	28	29	30
		前猫	前犬 前猫 群						前猫	前犬 前猫 群	前犬		
							31						

※既に予約が満員の場合や、日程が変更になる場合がありますので、最新情報はホームページやお問い合わせまでご確認ください

群



群馬県動物愛護センター

前犬 前猫



前橋市保健所衛生検査課

高崎市動物愛護センター
(個別予約制)



マイクロチップ、義務化!

何をすれば
いいのかな?



動物愛護管理法の改正により、令和4年6月1日から、犬猫販売業者へのマイクロチップ(略:MC)の装着・各種情報の登録が義務化されました。飼い主の皆様への義務もあるので、以下の例を確認してみましょう。

登録先について

- ★環境省データベースへの登録や変更登録、変更届等が義務となります。
- ★その他民間の登録機関へ並行登録も可能ですが、それだけでは法令遵守とならないので注意しましょう。



詳しくは、上記QRコードから登録サイトへ!!
リーフレットもあります!!

R4.5.31まで	R4.6.1以降の義務等
これから飼う	購入した! (MC装着・登録済み)
これから飼う	譲渡でもらった! (MC未装着)
既に飼っている (MC未装着)	継続して飼う!

- ★店から飼い主に所有者が変わったことを変更登録する義務
- ★変更登録後に、住所や電話番号などの情報が変わったら変更届の義務
- ★MC装着は努力義務
- ★装着したら、所有者登録は義務
- ★登録後に、住所や電話番号などの情報が変わったら変更届の義務
- ★MC装着は努力義務
- ★装着したら、所有者登録は義務
- ★登録後に、住所や電話番号などの情報が変わったら変更届の義務



移行登録サイト

既にMC装着済みの場合は、6月30日まで無料で移行登録できます!!



用語Check!!



義務・・・やらなくてはならないこと。
努力義務・・・やることが望ましいこと、推奨されていること。

詳しくは、群馬県ホームページをご覧ください!

ぐんま犬猫パートナーシップ制度

検索

問合せ先:
食品・生活衛生課
027-226-2442

